

憲法とはどのようなものか : 京・江戸・博多、そして パリ : 15

南野, 森
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/7182154>

出版情報 : 福音宣教. 77 (4), pp.10-11, 2023-04-01. Oriens Institute for Religious
バージョン :
権利関係 :





2023年2月18日の「第49回北九州消費者大会」での講演。
小倉リーセントホテルにて。



15 憲法とはどのようなものか

2月に2回、講演を行う機会があった。本連載の昨年4月号「憲法学と社会の距離」では、ちょうど第2次安倍内閣が集団的自衛権についての憲法9条解釈を変更しようとしていた頃、『憲法主義』という一般向けの本を出版したことを書かせていただいたが、その後、北は山形から南は沖縄まで、全国各地から講演を依頼されるようになり、手元の記録によると（私は記録好きである）、2014年から20年の7年間で50回ほど、講演を行っている（高校への出張講義を除く）。

それがコロナ禍で各地の企画も減り、私も「象牙の塔」に籠もるようになった。2月18日に地域の生協などから成る「北九州市消費者団体連絡会」の依頼で行った講演は、市民向けの対面のものとしては、実に2年2ヶ月ぶりであった。そしてその5日後、2月23日には東京で、日本新聞協会主催の「教育に新聞を（NIE）」フォーラムで講演と座談会出席。少しずつ慌ただしくなってきた。

生協の企画では「くらしの中の憲法」が、新聞協会の企画では「主権者教育」がテーマであったが、私のいつものやり方で、講演の前半部分ではそもそも憲法とはどのようなものかを話させていただいた。大要、つぎのような話である。

憲法の特質といえば、①硬性憲法であること（法律に比べ改正が困難）、②最高法規であること（法律も憲法に違反してはならない）、③公権力に対する規範であること（公務員の憲法尊重擁護義務）などが挙げられる。実はこれらの特質は旧憲法でも同様で、帝国議会は違憲の法律を作つてはいけなかったはずであった。

ところが旧憲法の場合、議会が知つてか知らずか違憲の法律を作つてしまえば、

それを無効とする制度がない以上、誰も何もしない。結局は違憲の法律によつて憲法が改正されたのと同じことになってしまふ、と当時の憲法学を牽引した美濃部達吉はその教科書のなかで書いていた。ナチス・ドイツの例を見ても分かる通り、議会が多数決でとんでもない悪法を制定してしまえば、いくらそれが憲法で保障されているはずの人権を侵害する違憲の法律だとしても、やはり誰も何もしない、のである。それが戦前の多くの国の立憲主義であった。

これではいけない、というのが違憲審査制で、日本でもドイツでも、戦後の憲法で導入されることになる。議会制定法の合憲性を審査し、違憲の場合には無効とする制度を備えるというのが現代立憲主義諸国の憲法に共通する特徴で、これは、先述した②憲法の最高法規性を担保するための仕組みだとも言える。

この辺りまでが、私の話の起・承の部分にあたるだろうか。ところで、違憲審査制ができればそれでうまく行くかというと、必ずしもそうではない。たとえば各国の違憲判決の数を比較してみると、1951年開始のドイツは500件超、87年開始の韓国で300件超、2010年開始のフランスでも300件弱もある。さて、日本は……。昨年5月、最高裁が、最高裁判事の国民審査権を海外在住の日本人に認めていなかった最高裁判所裁判官国民審査法を違憲と判断したが、これが、戦後の法令違憲判決の11件目である。誤植ではない。日本の法令違憲判決は11件しかないのである。文字通り、桁違いの少なさである。このことをどう考えれば良いのだろうか。続きは次回、書かせていただく。



みなみの・しげる●九州大学法学部教授。京都市生まれ。洛星中・高等学校、東京大学卒業後、同大学大学院、パリ第10大学大学院を経て、2002年九州大学助教授、14年教授。AKB48の内山奈月との共著で好評を博した『憲法主義』（PHP文庫）ほか著書多数。